

「クレーン等安全規則」解説

(昭和47年10月1日実施)

〔3トン未満〕

労働基準監督署への手続きについて

KITO

《設置報告の必要》（クレーン則第11条）

3トン未満（500kg・1t・1.5t・2t・2.5t・2.8t）のキトー電気チェーンブロックを手動トロリ又は電気トロリと結合してお使いになる場合又はRFM形ロープホイストをお使いになる場合には、「クレーン等安全規則」の適用を受け、あらかじめ所轄労働基準監督署長への届け出（設置報告）が必要です。（設置報告書2部を提出する。）

【注】（1）設置報告は、すでにご使用中のものについても必要です。

（2）電気チェーンブロックだけ（トロリと結合しないで）お使いになる場合には、設置報告はいりません。

（3）用 紙

○届け出に必要な設置報告用紙を2部添付いたしました。

○設置報告用紙及び許可申請に必要な用紙は、弊社に用意してありますが、お近くの法令様式販売所でも販売しております。

（4）記載要領

○（クレーン）設置報告書記載例並びに下記をご参照ください。

大分類	分 類			用語の意味	
	中分類	小分類	細分類		
天井クレーン	普通型 天井クレーン			・ランウェイのレール上を、又はレールから懸垂されて走行するけた（ガータ）にトロリを持つクレーンをいう。	
			ホイスト式天井クレーン	・天井クレーンのうち最も広く使われているもの。 ・トロリの型式により小・細分類のように分けられる。	
	特殊型 天井クレーン			・トロリがホイストであるもの。 ・ホイストの代わりにチェーンブロックを使用したクレーンもこれに含まれる。	
			旋回マントロリ式 天井クレーン	・普通型天井クレーン以外の天井クレーン。	
			すべり出し式天井クレーン	・懸垂形旋回ジブを備えたトロリをもつもの。	
	旋回式天井クレーン	・すべり出しけたをもつもの。 ・高架ランウェイが円又は円弧でガータが旋回するもの。			
ジブクレーン	ジブクレーン			・ジブから荷をつるクレーンをいう。	
				・ジブの先端から荷をつる大分類のジブクレーンのうち、引込みクレーン及び壁クレーン以外のものをいう。 ・脚の形式により小・細分類のように分けられる。	
			塔形・門形 ジブクレーン	塔形ジブクレーン	・脚が塔形のもの。
			高脚ジブクレーン	・脚が門形のもの。	
		片脚ジブクレーン	・脚が半門形のもの。		
	壁クレーン			・建物の柱又は壁に取りつけたジブクレーンをいう。 ・トロリの形式により小・細分類のように分けられる。	
ホイスト式壁クレーン			・トロリがホイストであるもの。 ・ホイストの代わりにチェーンブロックを使用したクレーンもこれに含まれる。		

分 類				用 語 の 意 味
大分類	中分類	小分類	細分類	
橋形クレーン				・レール上を走行する脚をもつたにトロリ又はジブ付クレーンをもつクレーンをいう。 ・脚が片脚のものもこれに含まれる。
	普通型 橋形クレーン			・橋形クレーンのうち最も広く使われているもの。 ・トロリの形式により小・細分類のように分けられる。
		ホイスト式橋形クレーン		・トロリがホイストであるもの。 ・ホイストの代わりにチェーンブロックを使用したクレーンもこれに含まれる。
テルハ	テルハ			・固定構造物に取りつけた軌道に沿ってトロリが移動するもの。 ・トロリにはホイスト等が含まれる。

○つり上げ荷重：下表より巻上機の該当する種類（呼び）のつり上げ荷重を記入してください。

ES・EF形	種 類(呼び)(t)	500kg	1-L	1-S	1.5	2-L	2-S	2.5	2.8
	つり上げ荷重(t)	0.502	1.004	1.002	1.504	2.005	2.004	2.505	2.808

ER1形	種 類	500kg-S	1t-L・M・S	1.5t-S	2t-L・M・S	2.5t-S	2.8t-L・S	2.8t-C
	つり上げ荷重(t)	0.501	1.002	1.504	2.004	2.504	2.805	2.808

ER2形	種 類(呼び)(t)	250kg	490kg	500kg	1	1.5	2	2.5	2.8
	つり上げ荷重(t)	0.251	0.491	0.501	1.002	1.504	2.004	2.504	2.808

RFM形	種 類(呼び)(t)	2.8
	つり上げ荷重(t)	2.824

(標準仕様フックご使用の場合です)

- 製造者名：クレーンの場合は、ガータ、テルハの場合には、横行レールの製造者を記入してください。
- 製造年月日：クレーンの場合は、ガータ、テルハの場合には、横行レールが製造された年月日を記入してください。
- 設置予定年月日：予め届け出る必要がある為、提出日より後の日付を記入してください。

《簡易リフトについて》

電気チェーンブロックを「簡易リフト」にご使用される場合には、積載荷重0.25t以上は設置報告が必要となります。詳しくは最寄りの弊社営業所にご相談ください。
(設置報告様式第29号)

「簡易リフト」：搬器が動力によりガイドレールに沿って昇降する設備で、搬器の床面積が1㎡以下またはその天井の高さが1.2m以下のものをいい、荷のみを運搬することを目的とするもの。

《定期点検の実施及び保守の規定》(クレーン則 第34・35・36・37・38・39条)

「クレーン等安全規則」では、使用者は設置クレーンについて、

- 日常の点検
- 月例の点検
- 年次の点検及び試験

の実施と保守が規定され、更に、日常点検以外の点検記録を3年間保存するように定められております。

これら管理のご参考のため、パンフレット「定期点検マニュアル」を準備してあります。ご希望のかたは、最寄りのキトー営業所へご請求ください。

〈日常の点検〉

作業を始める前に、次の項目について点検を行わなければなりません。

- 巻過防止装置・ブレーキ・クラッチ及びコントローラの機能
- レールの状態・ロードチェーンの状態
- ワイヤロープの状態

〈月例の点検〉

1か月をこえない一定の期間ごとに、次の項目について行わなければなりません。

ただし、1か月以上も使用してない場合には、その使用してない期間について点検を行う必要がありません。

- 日常の点検項目のほか、
- フック・グラブバケットなどつり具の損傷
- 配線・集電装置・配電盤・開閉器

〈年次の点検及び試験〉

クレーンを設置したあと1年をこえない一定の期間ごとに、次の項目について行わなければなりません。

- 各部分の異常の有無についての点検
- 定荷重試験

ただし、発電所・変電所などで、荷重試験を行うことがいちじるしく困難な場所に設置されており、労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたものについては免除されます。

〈点検及び試験の記録〉

使用者は、月例の点検・年次の点検及び試験の結果を記録して、これを3年間保存しなければなりません。

《事業者に対する規則》

事業者は下記のクレーンの運転の業務或は玉掛けの業務には有資格者を就かせねばなりません。またつり上げ荷重が3トン未満のジブクレーンについては過負荷を防止するための装置の設置が義務づけられております。

〈クレーン運転者及び玉掛作業者の資格〉

項目		クレーンの容量		5 t 以上
		0.5 t 未満	0.5 t 以上1 t 未満	
クレーン 運転者 の 資格	機上運転式クレーン 無線操作式クレーン	適 用 除 外	クレーン運転の業務に係る特別の 教育 (クレーン則第21条)	クレーン運転士 免許 (クレーン則第22条)
	床上運転式クレーン			床上運転式クレーンに限定 したクレーン運転士免許 (クレーン則第24条)
	床上操作式クレーン			床上操作式クレーン 技能講習 (クレーン則第22条)
玉掛作業者の資格			玉掛けの業務に係る特別の教育 (クレーン則第22条)	玉掛技能講習 (クレーン則第221条)

クレーンの運転の業務に係る特別の教育について※

つり上げ荷重が5トン未満のクレーンにおける運転の業務にたづさわる者は、クレーンの運転に係る特別の教育を受けた者でなければなりません。(クレーン則第21条)

床上操作式クレーン運転講習について※

床上で運転し、かつ当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン又は跨線テルハでつり上げ荷重が5トン以上のものについては床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者でなければなりません。(クレーン則第22条)

床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許について※

ガーダと平行にメッセンジャーワイヤを取り付けこれに押しボタンスイッチの付いたペンダントスイッチをつり下げた方式のもの(メッセンジャー方式)、ガーダの一端に押しボタンスイッチの付いたペンダントスイッチをつり下げた方式のもの(定位置方式)等により床上で運転し、かつ、運転する者がクレーン走行とともに移動する方式のクレーン(床上操作式・無線操作式は含まれないもの)で吊上げ荷重が5t以上のものについては床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許の資格ある者でなければなりません。

※印の教育または講習の受講については、最寄の社団法人
日本クレーン協会又は社団法人ポイラ・クレーン安全協会
にお問い合わせください。

玉掛け作業について

0.5トン以上1トン未満のクレーンを使用して、玉掛け作業をする場合には玉掛けの業務に係る特別の教育を受けたものでなければ作業ができません。(クレーン則第222条) また1トン以上のクレーンを使用して、玉掛け作業をする場合には、玉掛け技能講習を修了した者でなければ作業ができません。(クレーン則第221条)受講については、最寄の社団法人日本クレーン協会又は社団法人ボイラ・クレーン安全協会にお問い合わせください。

過負荷を防止するための装置

つり上げ荷重が3トン未満のジブクレーンで、ジブの傾斜角及び長さが一定であるジブクレーン(ピラー形ジブクレーン、ウォール形ジブクレーンが該当する。)や定格荷重が変わることのないジブクレーンにあつては過負荷を防止するための装置(キトーオーバロードリミッタ、キトーロードベル、が該当する。)を備えていなければなりません。(クレーン則第17条、クレーン構造規格第27条)

過負荷を防止するための装置についてのお問い合わせは、キトー電気チェーンブロックをお買上げの販売店又は最寄のキトー営業所まで御連絡ください。

※RF形ロープホイストはジブクレーンには御使用になれません。

(クレーン) 設置報告書 (記載例)

様式第9号

備考1表題の()内には、クレーンまたは移動式クレーンの別を記入すること。
2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

事業の種類	〇〇〇〇〇製造業		
事業の名称	株式会社 × × × × ×		
事業の所在地	東京都〇〇区 × × × × の △△△△ 電話 〇〇(××××)△△△△		
設置地	同上		
種類及び型式	注(4)参照		
つり上げ荷重	注(4)参照	設置予定年月日	
製造者名	注(4)参照	製造年月日	

平成 年 月 日

報告者 氏名 株式会社 〇 〇 〇 〇 〇
取締役社長 × × × × × (印)

..... 労働基準監督署長殿

キトー製品の修理・点検・部品販売など、アフターサービス業務は、すべてキトーサービス部及びその全国サービスショップが取り扱っております。最寄りショップの所在については、キトーもしくは、代理店にお問合せください。

KITO

山梨本社	〒409-3853	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地 TEL. (0552)75-7777(受付台)
東京本社	〒163-0809	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階 東京営業グループ TEL. (03)5908-0173 FAX. (03)5908-0179 特需営業グループ TEL. (03)5908-0174 FAX. (03)5908-0179
札幌営業所	〒003-0022	北海道札幌市白石区南郷通8丁目南1-8 TEL. (011)864-3264 FAX. (011)864-3265
仙台営業所	〒983-0045	宮城県仙台市宮城野区宮城野2-10-36 TEL. (022)291-8145 FAX. (022)297-1976
新潟営業所	〒950-0912	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-13 TEL. (025)247-1381 FAX. (025)243-0798
北関東営業所	〒327-0821	栃木県佐野市高萩町1337-2(ミネルバス107号) TEL. (0283)24-5261 FAX. (0283)24-5288
千葉営業所	〒260-0044	千葉県千葉市中央区松波1-11-3 TEL. (043)206-0611 FAX. (043)206-0614
横浜営業所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜1-21-7 TEL. (045)474-3951 FAX. (045)474-3957
甲信営業所	〒409-3853	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000(山梨本社テク/センター1F) TEL. (055)275-7608 FAX. (055)275-7598
静岡営業所	〒436-0294	静岡県掛川市南1-6-15(キヨミズキャンパス1C) TEL. (0537)61-1177 FAX. (0537)61-1178
名古屋営業グループ	〒465-0013	愛知県名古屋市名東区社口1-1004 TEL. (052)726-8686 FAX. (052)726-8689
北陸営業所	〒920-0022	石川県金沢市北安江1-1-1(坂口第2ビル1F-D) TEL. (076)262-3611 FAX. (076)262-3880
大阪営業グループ	〒570-0003	大阪府守口市大日町2-10-3 TEL. (06)6907-0601 FAX. (06)6907-0614
中四国営業所	〒700-0975	岡山県岡山市北区今5-13-36 TEL. (086)243-0882 FAX. (086)241-0926
福岡営業所	〒812-0007	福岡県福岡市博多区東比恵3-27-10 TEL. (092)483-6861 FAX. (092)483-6869
サービス		
東部サービスエンジニアリンググループ	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜1-21-7 TEL. (045)474-3952 FAX. (045)474-3958
東部サービスエンジニアリング事務所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜1-21-7 TEL. (045)474-3953 FAX. (045)474-3958
西部サービスエンジニアリンググループ	〒570-0003	大阪府守口市大日町2-10-3 TEL. (06)6907-0611 FAX. (06)6907-0616
西部サービスエンジニアリング事務所	〒570-0003	大阪府守口市大日町2-10-3 TEL. (06)6907-0610 FAX. (06)6907-0614
福岡部品センター	〒812-0007	福岡県福岡市博多区東比恵3-27-10 TEL. (092)483-6864 FAX. (092)483-6869

お客様相談センター



受付時間 9:00~17:00 (土・日祝日を除く)

TEL : 0120-988-558

FAX : 0120-988-228 E-mail : callcenter@kito.co.jp